

山形県森林研究研修センターにおける公的研究費の管理・監査の実施基準に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、研究活動上の不正行為が、山形県の社会的信用を失墜させ本県の研究活動全体に深刻な影響を及ぼす重大な問題であることに鑑み、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日付け18文科科第829号）を受け、山形県森林研究研修センター（以下「センター」という。）における適正な研究活動に資するため、不正の防止等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究費 センターが受託する研究について、国、独立行政法人等、県以外の団体及び機関から交付される補助金、競争的資金等の研究費及び県の一般財源による研究費をいう。
 - (2) 研究者 センターの職員のうち、研究に従事している者をいう。
 - (3) 事務職員 センターの職員のうち、事務に従事している者をいう。
- 2 この要綱において「不正行為」とは、研究の立案から実施、成果の取りまとめ等の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが科学的若しくは合理的根拠をもって明らかにされたものは、研究活動上の不正行為には当たらないものとする。
- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
 - (4) 研究費の不適切な使用 実態と異なる謝金や賃金の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求など、関係法令や県の関係規程、競争的資金などの配分機関の定め等に違反して研究費を使用すること。

(研究費の運営管理)

第3条 研究費の運営管理に関わる権限と責任の体系は以下のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 最高管理責任者はセンター所長とし、センター全体を統括する権限を持つとともに、研究費の運営管理について最終責任を負うものとする。
- (2) 統括管理責任者 統括管理責任者は研究主幹とし、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営管理についてセンター全体を統括する実務上の権限と責任を持つものとする。
- (3) 部局責任者 部局責任者は研究企画部長とし、部局等における研究費の運営、管理について実質的な責任と権限を持つものとする。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任をもって研究費の運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

(研究費の事務処理手続き)

第4条 研究費の事務処理手続きに関するルールについては、山形県財務規則（昭和39年山形県規則第9号）、山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年山形県訓令第49号）等関連規定の定めるところによる。

- 2 統括管理責任者は、研究費の事務処理に関して、研究者と事務職員との間の統一的理解を図るため、次に掲げる事項の整備を図るものとする。
 - (1) 研究費の事務処理に関し研究者と事務職員の権限と責任について、機関内の合意形成を図るものとする。
 - (2) 山形県財務規則等関連規定と運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制を整備し、定期的にチェックするものとする。
 - (3) センターが定める事務分掌と業務分担の実態との間に乖離が生じた場合は、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 事務処理手続きに関する相談窓口を村山総合支庁総務企画部西村山総務課審査出納担当とし、研究遂行を効率的に支援する。

(不正行為の調査)

第5条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が疑われる事態になった場合には、統括管理責任者を長とする不正行為調査チーム（以下「調査チーム」という。）を編成するものとする。なお、調査チームの編成にあたっては、調査事案に直接的に利害関係を有すると思われる者を除くものとする。

- 2 調査方法等については別途定めるものとする。
- 3 調査チームは、関係帳簿書類等の調査などを実施し、その結果について最高管理責任者に報告するものとする。

(不正防止計画)

第6条 前条において調査チームが不正行為の事実を把握した場合には、最高管理責任者は、不正行為を発生させる要因を把握し、その対応のため、不正防止計画を策定するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の不正防止計画の策定に併せて、不正防止計画を推進する部署をおき、不正防止計画を推進させるとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(研究費の適正な運営・管理活動)

第7条 統括管理責任者は、研究費の適正な予算執行を行うため、次に掲げる事項により研究費の実効性のあるチェックが機能するシステムを構築し、運営管理するものとする。

- (1) 統括管理責任者は、予算の執行状況を概ね四半期毎に把握することとし、実態に

即していない場合、もしくは著しく遅れていると判断した場合、関係者に対し改善を勧告するものとする。

- (2) 統括管理責任者は、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を常に把握しておくものとする。
- (3) 物品の購入等にあたっては、複数人により事務処理を行うことで内部チェックを図り、公明性を高める観点から、その発注については事務職員が行い、履行確認については発注者よりも上位の職員が検収するものとする。
- (4) 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づき行うものとする。
- (5) 統括管理責任者は研究者の出張計画の実行状況、日々雇用職員等の勤務状況等の管理体制を整備するものとする。
- (6) 前各号の規定によらない場合は、統括管理責任者が別途定めるものとする。

(情報の伝達を確保する体制の確立)

第8条 統括管理責任者は、前条に規定する研究費の運営管理を適切に行うため、研究費の使用に関する取扱いについて研究者及び事務職員に周知を図るとともに、次に掲げる事項により機関内外からの情報伝達の確保を行うものとする。

- (1) 研究費の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を研究企画部に置くものとする。
- (2) 機関内外からの通報又は告発の窓口を研究企画部に置くものとし、広聴事案取扱要綱に基づき取り扱うものとする。なお、通報又は告発する者が山形県職員等の場合には前記に代えて山形県職員等公益通報制度実施要綱に定める通報窓口とする。
- (3) 前号の通報又は告発があった場合には、速やかに最高管理責任者あて報告するものとする。

(研究者及び事務職員の意識向上)

第9条 統括管理責任者は、研究費の適正な使用について、研究者及び事務職員が自覚し、行動することができるよう、次に掲げる事項によりその意識向上を図るものとする。

- (1) 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。
- (2) 事務職員は専門的能力を持って公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるという認識を浸透させる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し平成22年4月1日から施行する。